

□ 第2回審議会での御質問内容について

第2回審議会での御質問内容	回答
<ul style="list-style-type: none"> ● 集団回収促進にあたり、集団回収が行われ行政回収量が減少すると市の財政収入の大きな妨げになる品目があれば教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団回収に移行することで、資源物の売却益が市の収入にはならないものの、大きな妨げになる品目はなく、基本的に行政回収により集めた資源物は中間処理工程に処理経費が掛かるため、総じて集団回収に移行した方がメリットがあると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ● ディスポーザの利用の是非とディスポーザごみのゆくえについて、教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市のディスポーザの取扱いについては、「府中市ディスポーザ排水処理システムの設置等に関する要綱」で定めている。直接下水に流す単体ディスポーザについては設置を認めていない。 ● 公益社団法人日本下水道協会が制定している「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に適合すると評価されたものであれば、本市の下水道課に必要書類を提出することで、ディスポーザ排水処理システムの設置を認めている。 ● ディスポーザ排水処理システムとは、ディスポーザで粉砕した生ごみを排水処理装置で処理してから下水道に流すもので、主に生物処理タイプと機械処理タイプがある。 ● 生物処理タイプの排水処理は、専用排水管で処理槽に導き、浄化槽のように微生物の働きで処理する。浄化槽と同様に定期的な汚泥の引き抜きが必要なため、浄化槽清掃業者が清掃し、し尿処理施設等で処理され、処理水は下水道、固体部分は焼却・埋立がされる。 ● 機械処理タイプの排水処理は、機械的な装置によって固液分離し、液体を下水道に流す。固体は乾燥等により減容されたものを、使用者が定期的に可燃ごみ等として処分する。

今後の家庭廃棄物処理手数料に係る方向性について

□ 第2回審議会での御意見と対応案について

第2回審議会での御意見	当日回答	対応案
<ul style="list-style-type: none"> ● 2～3年前、ごみ新聞に行政回収と集団回収の金額差が掲載されていたが、行政回収よりも集団回収の方が半値程度になるとのデータがあった。 ● このような情報も活用し、地域で集団回収を呼び掛けていきたい。 	<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団回収事業は地域の活性化にも寄与することが期待できることから、市としても集団回収の促進を呼びかけていきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 行政回収のペットボトルはペットボトルに戻らず、店頭回収のペットボトルはペットボトルに戻ると聞いている。 ● ペットボトルリサイクルについて、つぶさないで出すと処理経費がかかるのか等、市民が理解できていないところもあるので、周知してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月から水平リサイクルを実施している。 ● 汚れているものはリサイクルできないため、洗浄は確実に実施していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ペットボトルの排出方法等については引き続き、市民周知に努めていきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 例えば多摩川衛生組合での焼却処理の余熱を利用してアルミ缶を溶解してから売却することについても可能性があるか、検討いただければと思う。 	<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 最新の技術動向は引き続き、調査・研究を進めたい。

今後の家庭廃棄物処理手数料に係る方向性について

□ 第2回審議会での御意見と対応案について

第2回審議会での御意見	当日回答	対応案
<ul style="list-style-type: none"> ● 府中市はごみ原単位が少ない現状が続いているが、市のゼロカーボンシティ宣言や、他市内の処理施設にてごみを処理していることを考慮すると、今後も最大限ごみ減量を進めていく必要がある。 ● 値下げはごみ減量の妨げになることが想定されるため、選択肢として値下げは考えられないと思う。 ● 一方、値上げについては、<u>業者の負担額ごみ処理経費に対する手数料収入の割合(※)</u>が増加していることや近年の原単位が低水準となっていることを踏まえると、住民理解が得られないのではないかと思う。 ● また、多摩地域の他市の状況を見ても概ね同額の手数料設定であり、多摩川衛生組合の構成市でも統一が図られていることから、現状の手数料が適正であると考える。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市のごみ減量に係る課題や取組の現状、住民理解、多摩地域他市の状況など、御意見いただいた内容はごもつともであり、本市の財政状況等も鑑み、市としても現状手数料が適正と考える。

※下線部分につきましては、第3回審議会中に委員よる文言の修正依頼を受けて、審議会後に修正を反映させた部分です。

今後の家庭廃棄物処理手数料に係る方向性について

今後の家庭廃棄物処理手数料に係る方向性（案）

- 家庭廃棄物処理手数料の導入以降、平成30年度までは着実にごみ量は減少しており、リバウンドも生じていない（ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により増加）。
- ごみ処理経費は総額・1人当たりともに減少している。
- 家庭廃棄物処理手数料は全額ごみ処理経費に充当され全体の約15.0～20.0%を占める。
- 家庭廃棄物処理手数料はごみ量の増減によらず微増の傾向にあり、1人当たり家庭廃棄物処理手数料も微増の傾向にある（ごみ袋使用枚数の増加が想定）。
- 多摩川衛生組合構成団体ほか、多摩地域他市町の手数料と比較しても同程度。
- 料金改定により、ごみ排出に係るインセンティブを付与することも考えられるものの、適正かつ安定的なごみ処理を継続しつつ、ごみ減量を推進していくためには、財源面、排出者責任・公平性の観点からも検討する必要がある。

料金改定の方向性	留意点（例）
値上げ	<ul style="list-style-type: none">● ごみ減量のインセンティブになり得る● 排出者責任・公平性がより明確になる（多量排出者がごみ処理経費を多く負担する）● 不法投棄増が懸念される● 減量が継続している状況では住民理解を得るのが難しい
値下げ	<ul style="list-style-type: none">● 1人当たり家庭廃棄物処理手数料が減少し、排出者の負担減につながるものが想定される● ごみ減量とは逆行する（ごみ量が増加する）おそれがある● ごみ処理経費充当分の財源確保が必要である● 他自治体の動向と逆行する● 多摩川衛生組合や構成団体への説明や調整が難しい● 料金改定のインセンティブ以外の効果的なごみ減量施策の立案・推進が必要である
据え置き	<ul style="list-style-type: none">● 料金改定のインセンティブ以外の効果的なごみ減量施策の立案・推進が必要である

プラスチックごみ（容リプラ・製品プラ）の一括回収に係る対応について

新リサイクルプラザ稼働後のプラスチックごみの収集について

- 新リサイクルプラザの稼働と同時に、容器包装プラスチック（以下「容リプラ」という）、それ以外のプラスチック製品（以下「製品プラ」という）は一括回収による収集を開始する予定である。
- 排出段階から“一括”での回収を想定しており、同一の袋を使用することを想定している。
- 現状、容リプラは指定袋（ピンク色の袋）での収集を行っており、容リプラ・製品プラの一括回収の導入に当たっては、この指定袋を活用することを想定している。
- その場合、製品プラ等が燃やさないごみの指定袋（オレンジ色の袋）から容リプラの指定袋（ピンク色の袋）に移行するため、きちんと分別する市民にとっては、実質値下げ（※）となる。

※製品プラに関しても“資源”として捉え、燃やすごみ・燃やさないごみの半額の負担となる。

新リサイクルプラザ稼働まで

容リプラ



製品プラ（破線内の品目）



燃やさないごみとして排出



新リサイクルプラザ稼働後

容リプラ



プラスチックごみとして排出

製品プラ（破線内の品目）

